

君津市人事・給与システム更新業務委託に関する質問と回答

全3問

回答数3問

回答日:2025/10/10

No	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問事項	回 答
1	仕様書 p.2 6 システム要件 (1) 基本要件 イ	「Java やActiveX 等のソフトウェアを必要とせず、一般的なブラウザソフトのみで利用可能であること。」とは、クライアント端末の要件という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 職員が利用するクライアント側の要件であり、クラウドサーバ上のシステム構築手法を制限するものではありません。
2	機能要件書 3 給与システム 6 遡及計算 項番 263	「支給済みの月例給与、賞与、差額に対して計算根拠となる項目を訂正することでシステムによる遡及ができること」とあります。 支給済みとは旧システムで支給済みの遡及も新システムで遡及対応ができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 過去の計算根拠項目に訂正があった場合、遡及計算ができることを要件としているため、現行システムから移行するデータに訂正があった場合も、遡及可能であることとします。
3	機能要件書 5 出退勤システム 1 基本要件 項番 420	「時間外勤務情報等を勤務実績データとして収集、一元管理し、これらのデータの給与支給業務への一括連動」とあります。 これは、新システムの令和8年4月からシステム運用開始に向けて令和8年3月実績を一括連動するという理解でよろしいでしょうか。	出退勤システムが管理する前月の勤務実績等のデータを、例月の処理により、給与システムへ一括連動できることが要件となります。 したがって、令和8年4月については、現行システム又は並行稼働する新システムが管理する令和8年3月実績を、新システムへ一括連動することを想定しています。